平成２８年（フ）第５０３号
北九州市若松区大字畠田959番地２（ヒーリングK102号）
破産者　中島　理絵（旧姓鶴）
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４６号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番３―606号
破産者　石井　　努
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４２号
熊本県人吉市中神町字段山1715番地
破産者　坂口　兼吉
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第１２号
宮崎市瀬頭１丁目１番39号　Mスタイル306号
破産者　湯地　　誠
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３号
宮崎市瀬頭１丁目１番39号　Mスタイル306号
破産者　湯地　真衣（旧姓太田）
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４２号
宮崎県西都市大字三宅8093番地、前住所宮崎県東諸県郡綾町大字入野1212番地１
破産者　神田　真紀（旧姓中村・外山）
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４６７号
鹿児島県日置市伊集院町郡1096番地２　第２ファミーユナカハラ201
破産者　川添有己良
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
鹿児島県阿久根市琴平町120番地
破産者　鶴﨑　一枝
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
鹿児島県姶良市東餅田1162番地12
破産者　鶴﨑喜一郎
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６７１号
神奈川県小田原市曽比1577番地の３
破産者　白根　正敏
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２６９号
静岡県沼津市大岡852番地の１　豆生田ハイツ215、開始決定時の住所静岡県伊豆市冷川1523番地の74
破産者　野田　章二
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３６５号
静岡県田方郡函南町塚本283番地の９
破産者　安食　勇一
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
北九州市八幡西区永犬丸南町５丁目２番１号
破産者　柴田　清美
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第８７号
山形県尾花沢市中町３番21号
破産者　ワカマツヤこと　沼澤　祥子
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８４４号
名古屋市昭和区川原通３丁目４番地の１　荘苑南田代303号、従前の住所名古屋市天白区鴻の巣２丁目708番地の３
破産者　中川　昭一
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６７９号
愛知県あま市新居屋岩屋44番地　モナーク岩屋　303号、従前の住所愛知県あま市甚目寺飛殿66番地７
破産者　大内　　人
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０８５号
大阪市西淀川区姫島３丁目７番６号　姫島南ビル４階
破産者　藥師　　学
1　決定年月日　平成29年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部